

京都大学環境安全保健機構放射線管理部門放射線施設共同利用料金規程

平成31年1月24日

機 構 長 裁 定 制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学環境安全保健機構放射線管理部門（以下「部門」という。）が管理及び運用する共同利用室の利用料金について必要な事項を定めるものとする。

(共同利用室)

第2条 この規程において対象となる共同利用室は、別表1に掲げるとおりとする。

(利用資格)

第3条 共同利用室を利用できる者は京都大学環境安全保健機構放射線管理部門放射線施設共同利用内規（平成23年4月7日機構長裁定。以下「共同利用内規」という。）第4条に掲げる者に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都大学（以下「本学」という。）の教職員又は学生
- (2) 国、地方公共団体、国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人、独立行政法人又は教育・研究を事業目的とする法人若しくは団体に所属する者
- (3) 企業等において研究開発に従事する者
- (4) その他部門長が適当と認める者

(利用日及び利用単位)

第4条 共同利用室は、共同利用内規第5条に定める日に利用できる。

- 2 共同利用室の利用単位は、動物実験エリアは1日とし、共同利用実験室は1月とする。

(利用料)

第5条 利用者は、本学の指定する方法により、別表2に定める利用料を納付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、部門長が特別の理由があると認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 一旦納付された利用料は、返還しない。ただし、部門の都合により承認を取り消し、又は共同利用室の利用を停止させた場合は、利用料の全部又は一部を返還する。

(利用の停止)

第6条 部門長は、次の各号のいずれかに該当する場合、共同利用室の利用の承認を取り消し、又は共同利用室の利用を停止させることができる。

- (1) 利用者が、この規程に違反し、又は違反するおそれがあると部門長が認めるとき。
- (2) 利用者が、共同利用申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 利用者が、利用料を本学が指定する期日までに納付しないとき。
- (4) 本学の管理上の事由により共同利用室の利用に支障があると部門長が認めるとき。

2 前項第1号から第3号までの事由により共同利用室の利用の承認を取り消し、又は共同利用室の利用を停止させたことにより利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(秘密保持)

第7条 部門に所属する教職員及び利用者は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、共同利用室の利用により知り得た一切の情報を、相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 既に公知となっている情報
- (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に自己が保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらず、自己が独自に開発した情報
- (5) 相手方から当該情報を入手後、自己の責めによらずして公知となった情報
- (6) 裁判所、行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を命ぜられた情報

(事務)

第8条 共同利用室の利用料金に関する事務は、施設部環境安全保健課において処理する。

(疑義等の解決)

第9条 この規程に定めのない事項が生じた場合及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度部門長及び利用者が協議の上、解決に努めるものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、共同利用室の利用に関し必要な事項は、部門長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、令和元年10月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に利用承認を受けた令和元年10月1日以後の利用については、なお従前の例によることができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

放射線施設	共同利用室	共同利用室名称
京都大学 放射性同位元素 総合センター 京都市左京区吉田近衛町 (京都大学医学部構内)	本館研究棟 301 物理実験室、302 植物実験室、303 セミハイレベルトレーサ実験室、305 トレー サ実験室Ⅳ、306 生化学実験室Ⅲ、307 測定器室Ⅱ、201 培養準備室、202 培養 室、203 低温室、204 暗室、205 トレーサ 実験室Ⅱ、206 トレーサ実験室Ⅲ、207 測 定器室Ⅰ、B103 トレーサ実験室Ⅰ、B106 遠心機室、B107 試料保管室、B108 実験 準備室	共同利用実験室
	B101 生化学実験室Ⅰ、B102 生化学実 験室Ⅱ、B104 飼育室、B105 飼育準備室	動物実験エリア
	B205 貯蔵室Ⅰ、B206 貯蔵室Ⅱ	貯蔵室
	B203 廃棄保管室	保管室
京都大学 放射性同位元素 総合センター分館 京都市左京区北白川追分町 (京都大学北部構内)	分館研究棟 201 実験準備室、202 一般物理実験室、 203 一般生化学実験室、101 トレーサ実 験室1、102 トレーサ実験室2、103 測定 器室、104 生化学実験室、105 ローレベ ル放射実験室1、106 ローレベル放射実験 室2、120 トレーサ実験室3、121 トレーサ 実験室4、122 セミハイレベル放射実験 室、003 トレーサ実験室5、004 暗室・顕微 鏡室、005 環境放射能測定室、006 メスバ ウアー効果測定室、008 大型測定器室、 010 物理実験室1、011 物理実験室2、 015 培養室、016 培養準備室、017 低温 室・暗室	共同利用実験室
	020 貯蔵室	貯蔵室
	001 廃棄物保管室	保管室

別表2(第5条関係)

共同利用室名称	利用単位	利用料単価	
		第3条第1号に掲げる者	第3条第2号及び第3号に掲げる者
動物実験エリア	マウス1日につき、 1ケージあたり	220 円	550 円
	ラット1日につき、 1ケージあたり	270 円	600 円
共同利用実験室 (本館・分館)	1月につき、1㎡あ たり	1, 600 円	3, 600 円

1. 上記表の利用料単価は、利用単位あたりの共同利用室利用に係る金額(消費税相当額を含む。)であり、これに利用単位数を乗じた金額を利用料とする。
2. 利用単位欄の「1日」は暦日とし、1日未満の動物実験エリア利用及び1日を超える動物実験エリア利用に係る1日未満の端数については、それぞれ1日の動物実験エリア利用として、利用料を算出するものとする。
3. 利用単位欄の「1月」は月の初日から末日までとし、1月未満の共同利用実験室利用及び1月を超える共同利用実験室利用に係る1月未満の端数については、それぞれ1月の共同利用実験室利用として、利用料を算出するものとする。
4. 第3条第4号に掲げる者の利用料単価は、当該者の所属・身分等を勘案のうえ、部門長が指示するものとする。